

平成 30 年度

事業計画書

社会福祉法人うめの木学園

法人全体

## ◇重点取り組み事項

### 1、公益的事業への取り組み

29年度の重点項目の一つとして取り上げたが、現状から一步踏み出すほどの取り組みができなかった。小さな取り組みの積み重ねをしていくことは重要だが、今後は核となる地域貢献策の確立が必要と思われる。

そこでまず、ごく近隣地域に目を向けて、限界集落化している地元への貢献策から始めてはどうか考えている。

具体的には、①これまでも実施してきた、公民館周辺、ゴミ集積場前、防火水槽前等の公用施設周辺の除雪や除草の拡充、②災害時、地元住民にも配布できる程度の非常食の備蓄、③小松市との間で締結している「福祉避難所に関する協定」について具体的運用方法の検討、等について形あるものにしていく年度とする。

### 2、職員の資質向上

利用者の生活の良し悪しは、支援に当たる職員の資質に大きく左右される。そこで、「支援技術」と「障害福祉に対する考え方」の両面から資質向上を図っていく。

まず、支援技術の面では、介護福祉士の資格取得を促すため、資格等手当の充実を図ることとする。また、障害福祉に対する考え方の面では、引き続きサービス管理責任者研修を活用し、受講者を増やしていくこととする。

さらに、利用者の安全と生命を守る観点から、小松市消防本部が実施する救命講習会の受講を進めていくこととする。

### 3、入所支援事業の利用者像の検討

当学園でも、利用者の高齢化が言われて久しく、特に入所支援事業における利用者の高齢化が大きな課題となっている。ここ数年、バリアフリー化や安全対策等を念頭に置いた施設・設備の改修事業を進めてきたが、それにも建物の構造上の限界がある。加えて、夜間の職員配置上の限界もある。

安全保障上の問題として、また生活の質の問題として、高齢利用者にとって、どこで、どのような生活をするのが幸せなのかを検討する時期にきている。

終生を住み慣れた場所で過ごしたいという利用者の思いや家族の願いには寄り添わなければならないが、一方で、すでに介護施設に移られた利用者の多くが、その後、穏やかに満ち足りた生活を送っておられることもまた事実である。

学園として支援し得る範囲の明確化や、担うべき役割の再確認等を進める年度とする。

#### 4、防災計画の見直し

防災計画については、29年度において改正したところであるが、利用者の重度・高齢化の進展が加速すると予想されることから、より現実に即した内容になるよう、さらなる見直しが必要である。

また、避難確保計画の作成が義務化されたことから、防災計画において、より具体的な避難手順を策定していくこととする。

#### 5、建物・設備の修繕・整備

利用者の活動場所及び生活空間の安全性、快適性を保障するため、引き続き必要な修繕等を計画的に実施していくこととする。

# 障害者支援施設

## 1、基本方針

### (1) 全体的方針

- ①利用者一人ひとりの在るべき姿を想定し、利用者各々の能力に応じて、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、各人の意思及び人格を尊重し、人権に配慮した支援を行う。
- ②利用者が置かれている環境を勘案した上で、地域や家庭との結びつきを大切にし、市町村を始め、他の障害福祉サービス事業者及び保健医療サービス事業者等と密接に連携しながら支援に当たるものとする。
- ③施設内で安全・安心な生活を保障するために、建物・設備面での限界、職員配置面での限界を明確に利用者及び保護者に提示し、必要に応じて介護事業所等へスムーズに移行できるように、関係機関等並びに保護者との連携・連絡を密にする。

### (2) 施設入所支援事業の方針

- ①でき得る限り居宅に近い生活環境の中で、各人の心身の状況に応じた日常生活上の支援を行う。
- ②入所支援においては、日常生活の質を保障することが人権保護につながることを常に念頭に置き、安全で快適な暮らしを提供できるよう、利用者の立場に立って創意工夫する。

### (3) 日中活動の方針

- ①各人の意思が反映された個別支援計画が実効性あるものとなるよう、支援目標を常に意識しながら支援に当たるものとする。
- ②各事業における支援内容が単調かつ画一的なものにならないよう創意工夫するとともに、各人の能力や心身の状況に応じた支援になるよう配慮するものとする。
- ③日中活動を更に充実させるために、余暇的活動においては、地域のボランティア団体等に協力要請し、また機能訓練的活動においては、県リハビリテーションセンターへの協力要請、特定医療法人社団勝木会への講師派遣要請を行う。

## 2、日 課

	平 日	土 曜 日	休 日
6:15	起 床	起 床	
7:00～	朝 食	朝 食	朝 食
8:40～	朝 礼	朝 礼	生活支援・自由時間
8:55～	日中活動・午前の部	日中活動	
9:20	(通所バス到着)		
12:00～	昼食・昼休み	昼 食	昼 食
13:00～	掃 除		生活支援・自由時間
13:20～	日中活動・午後の部	(13:30)通所バス発車	
16:00	(通所バス発車)	生活支援・自由時間	
	生活支援・自由時間		
18:00～	夕 食	夕 食	夕 食
	生活支援・自由時間	生活支援・自由時間	生活支援・自由時間
21:30	消 灯	(22:00)消 灯	消 灯

### 3、施設入所支援の内容

各人の心身の状況及び能力に応じて、日常生活上必要な支援を行う。

- ①食事の提供、支援
- ②排泄の支援
- ③衣服の着脱等の支援
- ④入浴の支援
- ⑤衛生・健康管理
- ⑥余暇活動の支援
- ⑦小遣いの管理
- ⑧居室の整理整頓・清掃に関する支援
- ⑨その他日常生活上必要となる支援

### 4、生活介護事業の内容

各人の心身の状況及び能力に応じて、日常生活上の支援を行うとともに、利用者それぞれの希望や目標にかなった創作活動、生産活動等の生きがい活動を支援することに加え、身体機能の維持もしくは向上を目指した訓練を実施する。

- ①日常生活上の支援・介助…食事、排泄、入浴等
- ②健康管理
- ③創作活動支援…パズル、折り紙、貼り絵、紙ちぎり、絵画等
- ④軽作業支援…箱折、ネジ、糸取り等
- ⑤軽運動支援…リハビリ体操、ウォーキング、3B体操等
- ⑥機能（維持・回復）訓練…外部講師の指導の下、メニューを策定
- ⑦その他活動支援…ドライブ、ビデオ観賞等

### 5、自立訓練（生活訓練）事業の内容

※引き続き休止とする。

### 6、委員会活動

利用者の生活の「質の向上」「充実」を目的として、次の委員会を設ける。

#### （1）業務統括委員会（仮称）

- ①各委員会を統括する。

具体的には、各種課題についての方策を立案し、それを該当の委員会に提示し詳細について検討させる。その後、各委員会から戻された企画内容を検分し、成案として施設長に報告の上、学園全体で実施に移す。

- ②施設内研修の企画・実施
- ③利用者の人権擁護の推進（虐待防止対策、身体拘束の妥当性検討、ヒヤリハット事例の検討等）

(2) 行事企画委員会

- ①行事計画
- ②他団体主催行事調整

(3) 作業委員会

- ①作業内容の検討
- ②作業環境の検討
- ③作業開拓
- ④工賃体系の検討

◆常に、工賃向上計画を念頭に置いた検討を行う。

(4) 生活委員会

- ①食事内容・形態及び支援方法について検討
- ②給食委託業者との連絡会議
- ③健康支援の検討
- ④定期健康診断の計画・調整
- ⑤その他、生活全般について業務統括委員会から指示のあった事項の検討

(5) 広報委員会

- ①うめの木だより編集
- ②行事等の取材、写真管理

(6) レクリエーション・ボランティア委員会

利用者の生活内容の充実、余暇活動の充実、地域との交流等を目的として、多種多様なボランティアを受け入れるとともに、そのことを通じて開かれた施設を目指す。

## 7、栄養指導

給食業務は外部業者委託となっているが、生活委員会が中心になり、業者との綿密な連携の下、栄養のバランスに配慮した楽しい食事及び身体状況に応じた支援を提供できるよう管理していくと共に、利用者一人ひとりの健康管理及び栄養管理に努める。

## 8、健康指導

看護職員の指導のもと、個々人の病歴や毎日の健康状態を的確に把握し、健康管理に努める。また、成人病や生活習慣病の予防、健康維持のための啓蒙を行う。

- ①毎日の健康チェック
- ②毎月の身体測定
- ③年2回の定期健康診断（施設入所支援を利用しない利用者は年1回）
- ④その他、歯科検診、成人病検診、がん検診等
- ⑤健康に関するビデオの鑑賞



## 9、地域との交流

地域の社会的資源の一つとして地域の福祉ニーズに積極的に対応し、また学園利用者の地域移行を支援できるよう、関係機関、地域町内会との情報交換等連携を密にするとともに、開かれた施設を具現化するための各種取り組みを進めることにより、障害者福祉に対する地域の理解を喚起していく。

- ①地元町内会との情報交換等連携を密にすることにより、福祉施設が地域社会の一員であることをアピールしていく。
- ②特別支援学校卒業後の進路の一つとして、希望者がスムーズに施設利用へ移行できるよう、特別支援学校との情報交換等連携を密にする。
- ③ボランティアの受け入れー幅広い層のボランティアを積極的に開拓する。
- ④地域行事への参加
- ⑤学園行事の開放
- ⑥パン販売ー個人、施設、病院等の固定客の確保と地域のバザーへの参加
- ⑦体育館、多目的娯楽室等の地域への開放
- ⑧各種団体との懇談会の実施
- ⑨地元消防団等への防災協力依頼
- ⑩「福祉の店」での販売促進

## 10、行 事

単調になりがちな施設での生活に潤いを持たせるため、また、社会参加活動の一つとして、四季折々の行事、娯楽的行事、学習的行事を実施する。さらに、地域の催しや福祉協会の行事等に積極的に参加していく。

## 11、職員処遇改善事業

- (1) 福祉・介護職員処遇改善加算を活用し、職員の処遇改善事業を実施する。
- (2) 職員の資質向上を促進するため、施設外研修参加の充実を図る。
- (3) 職員の資質向上を促進するため、法人内研修の充実を図る。

# ワークセンター

## 1、基本方針

- ①利用者一人ひとりの在るべき姿を想定し、利用者各々の能力に応じて、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、各人の意思及び人格を尊重し、人権に配慮した支援を行う。
- ②利用者が置かれている環境を勘案した上で、地域や家庭との結びつきを大切にし、市町村を始め、他の障害福祉サービス事業者及び保健医療サービス事業者等と密接に連携しながら支援に当たるものとする。

## 2、日 課

	平 日	土 曜 日	休 日
9:20	送迎バス到着	送迎バス到着	
9:30～	朝 礼	朝 礼	
9:45～	日中活動・午前の部	日中活動・午前の部	
12:00～	昼食・昼休み	昼食・昼休み	
13:00～	掃 除		
13:20～	日中活動・午後の部	(13:30)送迎バス発車	
16:00	送迎バス発車		

## 3、就労継続支援事業 B 型の内容

### (1) 方 針

- ①各人の意思が反映された個別支援計画が実効性あるものとなるよう、支援目標を常に意識しながら支援に当たるものとする。
- ②支援内容が単調かつ画一的なものにならないよう創意工夫するとともに、各人の能力や心身の状況に応じた支援になるよう配慮するものとする。
- ③工賃向上に向け、作業の開拓、作業の効率化等について常に意識して取り組むものとする。

### (2) 内 容

利用者の社会参加を支援するため、就労・生産活動の場を提供し、併せ日常生活面で必要となる支援を実施する。

- ①日常生活場面で必要となる支援・介助
- ②健康管理
- ③就労・生産活動の機会の提供
- ④一般就労を視野に入れた支援
- ⑤工賃の支払い
- ⑥社会参加の一環として行事等への参加支援（研修旅行、地域交流事業等）

## 4、就労移行支援事業の内容

今年度も、休止とする。

## 5、委員会活動

利用者の生活の「質の向上」「充実」を目的として、次の委員会を設ける。  
各委員会がこれまで以上に機能するよう、本年度は組織を一新する。

### (1) 業務統括委員会（仮称）

①各委員会を統括する。

具体的には、各種課題についての方策を立案し、それを該当の委員会に提示し詳細について検討させる。その後、各委員会から戻された企画内容を検分し、成案として施設長に報告の上、学園全体で実施に移す。

②施設内研修の企画・実施

③利用者の人権擁護の推進（虐待防止対策、身体拘束の妥当性検討、ヒヤリハット事例の検討等）

### (2) 行事企画委員会

①行事計画

②他団体主催行事調整

### (3) 作業委員会

①作業内容の検討

②作業環境の検討

③作業開拓

④工賃体系の検討

◆常に、工賃向上計画を念頭に置いた検討を行う。

### (4) 生活委員会

①食事内容・形態及び支援方法について検討

②給食委託業者との連絡会議

③健康支援の検討

④定期健康診断の計画・調整

### (5) 広報委員会

①うめの木だより編集

②行事等の取材、写真管理

### (6) レクリエーション・ボランティア委員会

利用者の生活内容の充実、余暇活動の充実、地域との交流等を目的として、多種多様なボランティアを受け入れるとともに、そのことを通じて開かれた施設を目指す。

## 6、健康指導

個々人の病歴や毎日の健康状態を的確に把握し、健康管理に努める。  
また、成人病や生活習慣病の予防、健康維持のための啓蒙を行う。

- ①毎日の健康チェック
- ②毎月の身体測定
- ③年1回の定期健康診断（施設入所支援事業の利用者は年2回）
- ④その他、歯科検診、成人病検診、がん検診等

## 7、地域との交流

地域の社会的資源の一つとして地域の福祉ニーズに積極的に対応し、また学園利用者の地域移行を支援できるよう、関係機関、地域町内会との情報交換等連携を密にするとともに、開かれた施設を具現化するための各種取り組みを進めることにより、障害者福祉に対する地域の理解を喚起していく。

- ①地元町内会との情報交換等連携を密にすることにより、福祉施設が地域社会の一員であることをアピールしていく。
- ②特別支援学校卒業後の進路の一つとして、希望者がスムーズに施設利用へ移行できるよう、特別支援学校との情報交換等連携を密にする。
- ③ボランティアの受け入れー幅広い層のボランティアを積極的に開拓する。
- ④地域行事への参加
- ⑤学園行事の開放
- ⑥パン販売ー個人、施設、病院等の固定客の確保と地域のバザーへの参加
- ⑦各種団体との懇談会の実施
- ⑧地元消防団等への防災協力依頼
- ⑨「福祉の店」での販売促進

## 8、行 事

心身のリフレッシュ及び社会参加を目的として、四季折々の行事、娯楽的行事、学習的行事を提供する。

## 9、職員処遇改善事業

- (1) 福祉・介護職員処遇改善加算を活用し、職員の処遇改善事業を実施する。
- (2) 職員の資質向上を促進するため、施設外研修参加の充実を図る。
- (3) 職員の資質向上を促進するため、法人内研修の充実を図る。

放課後等デイ  
短期入所事業  
共同生活援助事業

## 1、放課後等デイサービス

### (1) 基本方針

児童福祉法及び関係法令の基本原則を旨とし、放課後等において活動の場を必要とする障害児童に対して、心身の発達及び生活力の向上を目指したサービスを提供する。

サービスの提供にあたっては、児童一人ひとりの個性、能力、健康状態、発達段階及び家庭環境を勘案し、加えて保護者の要望を考慮したサービス計画を策定し、それぞれの児童に適した支援を行うものとする。

また、地域の重要な社会資源として、地域の福祉ニーズに対応すべく、関係機関との連携を密にする。

特に、石川県立小松特別支援学校との協力関係を強化していく。

上記の基本方針を実行するに当たり、職員は以下の事項を基本姿勢とする。

- ①児童一人ひとりの取り組むべき課題や目標を明確に把握し、支援に当たる。
- ②児童一人ひとりの人格を尊重し、人権に配慮した支援を行う。
- ③多様化する障害やニーズに応えるべく、保護者の要望や苦情に真摯に対応する。

### (2) 営業時間

①月～金曜日（通常期）	13：00～17：00
②月～金曜日（夏・春休み等）	9：00～17：00
③土曜日（年間）	9：00～15：00

### (3) 休業日

- ①日曜日、祝日
- ②夏期休暇（8／13～8／19）  
※児童の家庭環境に配慮し、理事長の判断で短縮することがある。
- ③年末年始休暇（12／29～1／3）

#### (4) 指導・訓練の内容

児童にとって、デイサービスの場は楽しい場所でなければならない。日々の遊びの中に、児童一人ひとりの「目あて」「目標」を見つけ、遊びを通じて社会性の涵養、生活習慣の習得、体力の向上、情緒の安定等が図られるよう取り組んでいく。

##### ①日常生活における基本動作の指導

各人の発達段階に応じて、日常生活における各場面での基本動作が習得できるよう支援する。

トイレの自立、食事の自立、衣服着脱の自立、衛生観念の習得等、個々に取り組んでいく。

##### ②集団生活への適応訓練

社会的ルールの習得や協調性を高めるため、集団での活動を取り入れ、社会性を身につける基礎作りを行う。

その一環として、バスでの外出等集団の中で活動する機会を設ける。

##### ③行 事

季節の移り変わりを感じ、また社会性を身につけるための一助として、行事を取り入れていく。

春・夏休み等の時期を利用し、バス等で外出し、自然散策、買物学習、外食等の機会を設ける。

##### ④送迎サービス

通常期は、小松特別支援学校及び利用児童が就学している各学校まで迎えに行き、帰宅時、車両により自宅まで送る。

長期休み期間及び土曜日は、センターと自宅間を車両により送迎する。

#### (5) 日中ショートステイ

デイサービスの休業日等、臨時的に見守り支援を希望する利用者に対して日中ショートステイを実施する。



## 2、共同生活援助事業

### (1) 基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び関係法令の基本原理を旨とし、地域での社会生活を希望する障害者に対して、生活拠点となる共同住宅を提供し、日常生活において必要となる援助等を行う。

サービスの提供にあたっては、利用者一人ひとりの個性、能力、健康状態及び発達段階を勘案し、加えて利用者及び保護者の要望を考慮した個別支援計画を策定し、それぞれの利用者に適した支援を行うものとする。

また、地域の重要な社会資源として、地域の福祉ニーズに対応すべく、関係機関との連携を密にする。

※職員の基本姿勢については、障害児通所支援事業に同じ。

### (2) 援助内容

自主的・自立的生活を基本原則としつつ、それぞれのホームが所在する地域において、住民の一人として生活が営めるよう、下記の支援を実施する。

- ①利用者からの相談への対応
- ②食事の提供
- ③健康管理の援助
- ④金銭管理の援助
- ⑤余暇活動の支援
- ⑥緊急時の対応
- ⑦職場、障害福祉サービス事業所との連絡・調整
- ⑧財産管理
- ⑨その他日常生活に必要な援助

### 3、短期入所事業

#### (1) 基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び関係法令の基本原理を旨とし、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった障害者に対して、生活の場を提供し、日常生活において必要となる援助等を行う。

サービスの提供にあたっては、利用者一人ひとりの個性、能力、健康状態及び発達段階を勘案し、加えて利用者及び保護者の要望を考慮した個別支援計画を策定し、それぞれの利用者に適した支援を行うものとする。

また、地域の重要な社会資源として、地域の福祉ニーズに対応すべく、関係機関との連携を密にする。

※職員の基本姿勢については、障害児通所支援事業に同じ。

#### (2) 居 室

多目的棟2階に2室あるショートステイルームを活用するほか、併設する障害者支援施設の居室に空きがある場合には、入居者の了解を得た上で空室も活用し、増加傾向にある利用希望に対応する。

#### (3) 支援内容

施設内において快適な生活が送れるよう、下記の支援を提供する。

- ①利用者からの相談への対応
- ②食事の提供
- ③健康管理の援助
- ④日中活動及び宿泊時における支援
- ⑤緊急時の対応
- ⑥その他日常生活に必要な援助